掛川市条例第48号

掛川市大須賀運動場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市大須賀運動場条例の一部を改正する条例

掛川市大須賀運動場条例(平成17年掛川市条例第231号)の一部を次のように改正する。

## 別表1の表中

I	野球場・陸上競技場	午前6時から午前8時30分まで	720円	
を			-	J
Γ	野球場・陸上競技場	午前6時から午前8時30分まで	800円	

に改める。

附則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市大須賀運動場条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後における使用許可に係る利用料金から適用し、施行日前における 使用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第8条第3項の規定による承認は、施行日前においても、新条例別表に定める額の範囲 内で行うことができる。